

平成25年第1回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成25年3月4日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成25年3月4日	9時30分	議長	後藤信八	
及び宣告	散会	平成25年3月4日	11時38分	議長	後藤信八	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び出席並びに欠席議員	1番	神前輔行	出	7番	鳥飼勝美	出
	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
出席12名	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
欠席0名	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
(欠員1名)	6番	重松一徳	出	13番	後藤信八	出
会議録署名議員	11番	林博文		12番	松石信男	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 古賀敏夫		(係長) 鶴田しのぶ		(書記) 寺崎一生	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	農林環境課長	松雪靖弘		
	副町長	田代正好	まちづくり推進課長	天本正弘		
	教育長	大串和人	会計管理者	毛利俊治		
	総務課長	小野龍雄	教育学習課長	内山敏行		
	企画政策課長	木村司	健康福祉課主幹	緒方京子		
	財政課長	城本好昭	健康福祉課主幹	原博文		
	税務住民課長	天本政人	健康福祉課主幹	安永宏之		
	こども課長	内山十郎				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定
日程第3		町政報告 提案理由説明
日程第4	第1号議案	基山町道路法施行条例の制定について
日程第5	第2号議案	基山町まちづくり基本条例の一部改正について
日程第6	第3号議案	基山町道路占用料条例の一部改正について
日程第7	第4号議案	基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
日程第8	第5号議案	基山町都市公園条例の一部改正について
日程第9	第6号議案	基山町公共下水道条例の一部改正について
日程第10	第7号議案	基山町都市下水路条例の一部改正について
日程第11	第8号議案	基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
日程第12	第9号議案	基山町教育委員会教育委員の任命について
日程第13	第10号議案	佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について
日程第14	第11号議案	平成24年度基山町一般会計補正予算（第7号）
日程第15	第12号議案	平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
日程第16	第13号議案	平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第17	第14号議案	平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）
日程第18	第15号議案	平成25年度基山町一般会計予算
日程第19	第16号議案	平成25年度基山町国民健康保険特別会計予算
日程第20	第17号議案	平成25年度基山町後期高齢者医療特別会計予算
日程第21	第18号議案	平成25年度基山町下水道特別会計予算
日程第22	報告第1号	基山町土地開発公社の事業報告について

～午前 9 時30分 開会～

○議長（後藤信八君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

平成25年第1回基山町議会定例会を開会します。

日程に入る前に、議長より報告を申し上げます。

非常に残念な報告ですが、去る平成24年12月30日に同僚議員の片山一儀議員が逝去されました。ここに故人に対し哀悼の意を込めて議員席に献花をささげるとともに、ただいまより黙禱をしたいと思います。皆様御起立をお願い申し上げます。

黙禱をお願いいたします。

～黙禱～

お直りください。ありがとうございました。御着席をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（後藤信八君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、林博文議員と松石信男議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（後藤信八君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程案どおり、本日から19日までの16日間と決するに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤信八君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第3 町政報告

○議長（後藤信八君）

日程第3. 町政報告を議題とし、町長の町政報告を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は、平成25年第1回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が基山町道路法施行条例の制定について外7件、人事案件が基山町教育委員会教育委員の任命について、協議案件が佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について、予算案件につきましては補正予算関係が平成24年度基山町一般会計補正予算（第7号）外3件、当初予算関係が平成25年度基山町一般会計予算外3件となっております。これらにつきまして御提案申し上げ、審議いただきたいと考えております。

また、報告案件として基山町土地開発公社の事業報告についてをお願いをいたしております。

それでは、町政報告に移らせていただきます。

まず、消防関係についてでございます。

消防団出初式を1月6日に町営球場で行いました。寒さ厳しい中、通常点検や無火災祈願した五色放水等を行い、古川康佐賀県知事を初め消防関係者や多くの御来賓を含め約200人の参加がありました。また、本年も鳥栖消防署よりはしご車の出動があり、式を盛り上げました。

しかし、残念なことに1月18日に市街地中心部での火災が発生をいたしました。店舗併用住宅が全焼となりましたが、消防署並びに消防団の必死の消火活動により延焼を防ぐことができました。

また、春の全国火災予防運動が3月1日から7日まで行われておりますが、それに先立ち運動の一環として2月25日に町内の保育園、幼稚園による幼年消防クラブの防火パレードを行いました。園児や消防関係者など約200人により、JAさが基山支所から基山総合体育館まで防火パレードを行い、火災予防の啓発に努めました。

次に、ふ・れ・あ・いフェスタについてでございます。

昨年12月9日にふ・れ・あ・いフェスタを開催しました。第9回目を迎えた同フェスタでは、基山町に残る豊かな自然や伝統的文化を通じ、町民が基山町のよさを見つめ直し、地域間、世代間の交流を図ることを目的に自然・食と健康・交流の3つのテーマに沿ったさまざまなイベントを行いました。当時は、みぞれまじりの雨の中での開催となりましたが、昨年

から会場のレイアウトを変更し、中心会場を総合体育館に移しておりましたので、催し物等は総合体育館を利用して無事行うことができました。悪天候にもかかわらず、多くの人でにぎわい、大盛況のうちに無事終わることができました。

次に、予防接種事業についてでございます。

高齢者インフルエンザワクチンの予防接種事業については、今年度も県内の広域医療機関で10月から12月まで実施しました。

本事業につきましては、23年度から個人負担金を1,000円から500円に軽減するとともに、広報紙や医療機関でのポスター掲示などで周知し、予防接種の奨励に努めましたが、接種者数は2,292人とどまり昨年度より87人少なく、接種率は57%でございました。

次に、保育園、放課後児童クラブの入所募集についてでございます。

平成25年度の保育園、放課後児童クラブの入所募集を1月10日から行っております。2月末の申し込み人数は、基山保育園201名、たんぼぼ保育園120名、ひまわり教室120名、コスモス教室50名となっております。また、放課後児童クラブの対象学年の拡大に伴い、小学5、6年生の児童3名の申し込みがありました。

次に、こどもの医療費助成事業についてでございます。

こどもの医療費助成事業については、今年度から中学生の通院分まで助成を拡大して実施しているところでございますが、2月までの支給実績は722件、120万6,898円となっております。

次に、住宅リフォーム緊急助成事業についてでございます。

本町におきましては、平成24年度分の申し込みを12月21日で終了いたしました。最終の申し込み件数は222件、助成額につきましては5,055万円（うち、県費補助金4,223万円、町費補助金832万円）の交付決定を行いました。なお、この事業での本町における申請総工事額は3億4,861万円程度となっております。

次に、請負工事の発注及び出来高払いについてでございます。

別紙のとおり道路工事2件、公園工事2件、下水道工事2件でございます。どうぞお目通しをお願いいたします。

次に、基山町成人式についてでございます。

平成25年1月13日に基山町民会館で基山町成人式を行いました。成人の主張では、新成人からの感謝の言葉や力強い抱負が述べられ、多くの来賓から祝福を受けました。司会や運営

についても新成人がみずから行き、242名の若者が仲間とともに成人としての一步を踏み出しました。

次に、生涯スポーツ事業についてでございます。

2月3日に子供の基礎体力づくりと健全育成を柱とした、第30回基山町小学生駅伝大会が開催されました。当日は晴天に恵まれ、少年野球チームなど10チームから298名の参加のもと、駅伝やマラソンで日ごろの練習の成果を発揮していました。

また、春の県体として第53回都市対抗県内一周駅伝大会が2月15日から17日まで全33区間269.9キロメートルで行われました。三養基郡の代表として監督・コーチ以下31名、うち基山町から16名の選手の方が選抜され、早春の肥前路と松浦路を疾走しました。選手一丸となって各区间で戦った三養基郡チームは累計15時間41分43秒でゴールし、第10位となりましたが、29区では基山町の川野敬介選手が30分15秒で区間賞を獲得する奮闘を見せました。

次に、基肆城跡水門石垣保存修理事業についてでございます。

基肆城跡水門石垣保存修理事業では、解体作業に伴う発掘調査において、新たな通水溝が2つ発見されたことから、報道発表を行うとともに1月27日には一般の方への現地説明会を開催しました。町内外から100名を超える見学者が訪れました。

さらに2月6日にも石垣の基礎部に新たな通水溝が1つ発見され、これらを生かした保存修理について調査検討を行っており、今後とも基肆城跡保存整備事業を推進してまいります。

次に、ふるさと応援寄附金の報告についてでございます。

ふるさと応援寄附金に、平成25年1月までに3件、133万9,000円の寄附がありましたので、ふるさと応援寄附基金に積み立てを行います。その結果、基金総額は600万1,000円となります。

以上をもちまして、町政報告を終わらせていただきます。

日程第4～17 第1号議案～第18号議案

○議長（後藤信八君）

日程第4．第1号議案から日程第21．第18号議案までを一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、平成25年第1回定例議会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、条例案件 8 件、人事案件 1 件、協議案件 1 件、予算案件 8 件、報告事項 1 件を上程いたしております。

条例案件のうち第 1 号議案及び第 4 号議案から第 7 号議案については、地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方主権改革一括法による義務づけ、枠づけの見直しの一環として施設、公物設置管理条例について条例委任されたことに伴うものでございます。

それでは順次、提案理由について説明をいたします。

まず、第 1 号議案 基山町道路法施行条例の制定についてでございます。

地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により道路法が改正され、町道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法に係る基準については、国の基準を参酌し条例で定めることとされたことに伴い、基山町道路法施行条例を制定するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明を申し上げます。

次に、第 2 号議案 基山町まちづくり基本条例の一部改正についてでございます。

地方自治法の一部改正により、同法第 2 条第 4 項に規定されていた基本構想の策定義務が削除されたことに伴い、総合計画の策定根拠を条例で定めるため、基山町まちづくり基本条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第 3 号議案 基山町道路占用料条例の一部改正についてでございます。

道路法施行令（昭和27年政令第479号）の一部改正により引用条例の繰り下げが行われたことに伴い、関係規定の整備を図るため基山町道路占用料条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第 4 号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についてでございます。

地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第37号）の施行により公営住宅法（昭和26年法律第193号）が改正され、公営住宅及び共同施設の整備基準については国の基準を参酌して条例で定めることとされたことに伴い、基山町営住宅設置及び管理条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第5号議案 基山町都市公園条例の一部改正についてでございます。

地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により都市公園法（昭和31年法律第79号）及び高齢者障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律（昭和18年法律第91号）が改正され、都市公園及び公園施設の整備基準及び都市公園の移動等円滑化の基準につきましては国の基準を参酌して条例で定めることとされたことに伴い、基山町都市公園条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第6号議案 基山町公共下水道条例の一部改正についてでございます。

地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により下水道法（昭和33年法律第79号）が改正され、公共下水道の構造の技術上の基準、終末処理場の維持管理に関する基準については国の基準を参酌し条例で定めることとされたことに伴い、基山町公共下水道条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第7号議案 基山町都市下水路条例の一部改正についてでございます。

地方の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律第105号）の施行により下水道法（昭和33年法律第79号）が改正され、都市下水路の構造及び維持管理に関する条例については国の基準を参酌して条例で定めることとされたことに伴い、基山町都市下水路条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第8号議案 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてでございます。

町民の生命、身体及び財産を火災等から保護する消防団活動の充実強化を図ることに伴い、消防団の入団資格を拡大し消防団員を確保するため、基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例を一部改正するものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明いたします。

次に、第9号議案 基山町教育委員会教育委員の任命についてでございます。

教育委員の任期が平成25年3月31日までとなっており、今回新たに基山町大字小倉529番

地、佐藤寛伸氏を任命いたしたく御提案するものでございます。13ページに佐藤氏の履歴書を記載いたしております。教育委員として適任者と考え御提案いたしますので、どうか御審議賜りますよう、御同意いただけますようよろしくお願いいたします。

次に、第10号議案 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議についてでございます。

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部を改正する法律が施行され、外国人登録法（昭和27年法律第125号）が廃止されたことに伴い、佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の関係規定の整備が必要となっております。変更の内容は、規約別表第2の備考から外国人登録原票の文言を削除するものでございます。規約の変更を行う際には、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、知事に届け出をしなければならないこととなっており、その協議については関係地方公共団体の議会の議決を得る必要があることから、今回提案するものでございます。

次に、第11号議案 平成24年度基山町一般会計補正予算（第7号）についてでございます。

今回、補正予算として2億18万5,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと一般会計予算総額は、歳入歳出とも58億1,618万2,000円になります。なお、今回の補正予算では緊急経済対策関連事業予算として一般会計で2億7,300万円、下水道特別会計で2,100万円、合計2億9,400万円の予算をお願いしております。緊急経済対策については、日本経済再生に向けた取り組みの第1弾として決定され、その実行予算として平成24年度の大規模補正予算が先日成立したところです。緊急経済対策では、地方負担額にも配慮がされ、投資経費に係る地方負担額については補正予算債による対応に加え、今回限りの特別措置として追加公共投資の負担額等に応じて配分し、地域経済の活性化と雇用の創出を図る地域の元気臨時交付金が交付されることになっております。本町としましても防災安全安心対策や、公共施設の老朽化対策に積極的に取り組むこととし、必要な事業予算をお願いしております。

一般会計に緊急経済対策関連事業予算の内容について申し上げます。

城戸1号線道路改良事業5,500万円、弓場下・川辺線舗装修繕事業7,200万円、日渡・長野線舗装修繕事業6,500万円、道路ストック点検事業1,600万円、通学路カラー舗装事業300万円、基山町総合公園整備事業4,900万円、基山中学校空調設備設置事業1,300万円。また、これらの事業を含め年度内に事業の完了が見込めないものについては繰越明許費をお願いいた

しております。

以上、概要について申し上げましたが、内容については担当課長より補足説明いたします。

次に、第12号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）でございます。

今回、補正予算として1億146万7,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも21億2,461万3,000円になります。なお、補正予算の主なものは事業の進捗に伴う保険給付費の減額等でございます。

内容につきましては、担当主幹より補足説明をいたします。

次に、第13号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

今回、補正予算として170万2,000円の減額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも1億9,488万9,000円になります。なお、補正予算の主なものは後期高齢者医療広域連合事務費納付金の減額でございます。

内容につきましては、担当主幹より補足説明いたします。

次に、第14号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）でございます。

今回、補正予算として2,046万2,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は歳入歳出とも4億353万5,000円になります。今回の補正予算では、緊急経済対策関連事業予算として公共下水道事業高島団地内舗装2,100万円をお願いしております。また、あわせて繰越明許費についてもお願いをいたしております。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第15号議案から第18号議案までは、平成25年度各会計の歳入歳出予算でございます。

第15号議案 平成25年度基山町一般会計予算、第16号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計予算、第17号議案 平成25年度基山町後期高齢者医療特別会計予算、第18号議案

平成25年度基山町下水道特別会計予算につきましては、お手元に差し上げております基山町各会計予算編成方針をお目通しいたきまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

それでは、ここで平成25年度施政運営方針について御説明をいたします。

平成25年度施政運営方針

平成25年第1回定例議会の開会に当たりまして、提案いたしております平成25年度当初予

算を初め、今後の町政運営について所信の一端を申し上げます。

我が国の経済につきましては、円高・デフレ不況が長引き、昨年後半には世界経済の減速等も背景に、景気は弱い動きとなり景気の底割れも懸念されていましたが、最近では景気回復への期待を先取りする形で株価等も回復し始めております。

政府においては、こうした改善の兆しを景気回復に確実につなげ、国民の間に漂う閉塞感を払拭していくために大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の3本の矢を一体的かつ強力に実行していくこととし、その取り組みの第1弾として日本経済再生に向けた緊急経済対策が1月に決定され、これを実行する平成24年度補正予算が2月26日に参議院において可決され、成立したところでございます。また、平成25年度当初予算につきましては、切れ目のないいわゆる15カ月予算の考えのもと、平成24年度補正予算と一体的なものとして編成され、「復興・防災対策」「成長による富の創出」「暮らしの安全・地域活性化」に重点を置いて予算を編成されたところです。

地方財政への対応につきましては、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額を平成24年度地方財政計画と同水準となるよう確保されたところですが、地方公務員給与費の臨時特例等の影響により地方交付税が減額され、具体的な中身は不透明ですが現時点では一般財源が減少することが見込まれます。

このような状況の中、本町におきましては平成25年度の町政運営に当たり、より一層の予算の効率化と行財政の健全化に取り組むとともに、将来の安定的な成長と町民生活の安全・安心を守り、地域の活性を回復させる諸政策を展開し、基山町の将来像であります「みんなで創る 人と自然が輝くまち きやま」の実現に向け全力で取り組んでいく所存であります。

それでは、平成25年度の主な取り組みについて説明をいたします。

初めに、総合計画の策定についてでございます。

平成28年度から平成37年度までの次期総合計画について、来年度から策定作業に取りかかります。ワークショップ等を開催し、町民の皆さんの意見を取り入れながら、さらに町民の地域コミュニティーや各種団体の意見を取り入れながら基本構想案を策定をいたします。

次に、子育て支援関係についてでございます。

次世代の社会を担う子供の健やかな成長と保護者の子育て支援のため、保育所、放課後児童クラブ及び子育て交流広場の事業運営をより一層充実してまいります。また、放課後児童クラブの対象年齢の拡大と保育時間の拡大を行うことにより、子育て支援の推進を図ってま

います。

毎年、集団感染により学級閉鎖を余儀なくされているインフルエンザ対策として、子どもインフルエンザ予防接種助成事業を新たに実施いたします。これは重症化予防や集団生活での蔓延防止、並びに子育て支援の一環として接種費用の一部を助成するものです。

また、不妊治療を希望しているにもかかわらず、経済的負担が重いため十分な治療を受けることができない夫婦に対して、その治療費の一部を助成する新たな事業を開始、支援してまいります。

次に、福祉関係についてでございます。

今日の地域社会を取り巻く環境は、少子高齢化や核家族化の進行により個人が人として尊厳を持って家庭や地域の中でその人らしく地域の一員としてつながりを持ちながら安心して生活を送れるように、ともに支え合うことが社会福祉の大きな課題となっております。このため、平成24年度に策定しました地域福祉計画に掲げた取り組みにより、自助・共助・公助の連携による「地域ぐるみの福祉」を推進いたします。

また、役場別館改修を行い、1階に社会福祉協議会を移転するとともに、2階における世代間交流事業を実施し、いつまでも生き生きと自分らしく安心して暮らせる地域づくりの支援に努めてまいります。

次に、環境行政についてでございます。

地球温暖化防止の取り組みとして、公共施設の維持管理費の削減や防犯灯のLED化を進め、CO₂の削減に努めます。また、分別とリサイクルを推進し循環型社会の形成に取り組みます。さらに、使用済み小型家電のボックス回収について、今後はクリーンヒル宝満において分別を行い、資源の有効利用に努めます。

次に、商工会への支援強化についてでございます。

商工業者の高齢化による後継者難や事業継承問題のほか、創業者支援などを行い、一層の商工業の活性化を図る商工会の支援を強化いたします。

次に、町道改良についてでございます。

城戸1号線の道路改良工事につきましては、工事の進捗を図り今年度完了に向け事業を進めてまいります。また、昨年着工いたしました、本桜・城の上線道路改良工事につきましては神の浦のため池の搬出土及び造成を行い、工事の進捗を図ってまいります。

次に、町道修繕についてでございます。

25年から黒谷線の舗装補修を予定しております。また、橋梁の計画的な長期維持に向けた準備のため、橋梁長寿命化修繕計画を策定します。

次に、公園事業についてでございます。

基山総合公園事業の菖蒲坂ため池西側の施設整備につきましては、今年度完了に向け事業を進めてまいります。また、都市公園施設の計画的な長期維持に向けた準備のため、都市公園施設長寿命化計画策定に取り組んでまいります。

次に、循環バス運行についてでございます。

循環バスの運行につきましては、地域公共交通確保維持改善事業の活用と地域公共交通会議を開催し、町民の要望を踏まえた持続可能な新たな運行体制を目指してまいります。

次に、下水道事業についてでございます。

民間開発計画地に污水管渠布設工事を行い、下水道整備を進めてまいります。また、下水道全体計画については、見直しに向けた準備を進めてまいります。

次に、教育関係についてでございます。

まず、小学校関係でございます。児童の健康管理等を考慮し、両小学校の特別支援学級に空調設備を設置し、さらに学力向上の有効な手段となるICTを活用した授業の実践のため電子黒板の充実を図り、効果的な授業の実践により学力の向上に努めます。また、本年度も不登校を初めとした心の対策を図るため、両小学校にスクールカウンセラーを配置し、心の面からの教育の充実を図ります。

中学校については、これからの高度情報化社会を生き抜く生徒の育成のため、パソコン等の情報機器を充実させ、情報活用能力の習得、授業の改善を目指します。さらに学力向上の有効な手段となるICTを活用した授業の実践のため電子黒板の充実を図り、効果的な授業の実践により学力の向上に努めます。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置し教育相談等の支援体制の充実を図ります。

次に、基肄城跡保存整備事業についてでございます。

基肄城跡保存整備事業としては、平成21年度から着手している水門石垣保存修理事業については、新たな通水溝の発見など文化財としての価値が高まる中、引き続き専門家による水門石垣保存修理委員会を開催しながら保存整備事業を実施します。

また、水城・大野城・基肄城1350年事業については、関連市町との連携を図り、今後の基肄城跡保存整備事業の促進に努めます。

次に、図書館についてでございます。

図書館は「知の情報拠点」という基本的な位置づけ、全ての住民の生涯を通じての学習支援に取り組み、文化的教育環境の向上を図るため蔵書の充実に努めます。また、新たな図書館づくりについても検討を進めてまいります。

続きまして、平成25年度の当初予算について説明をいたします。

本町の平成25年度予算につきましては、国、県の予算編成等に即応しながら本町発展のために必要な事業は推進を図る一方で、予算編成の基本であります「入るを量りて出ざるを制す」の姿勢に立ち、持続可能な健全財政の維持を考慮し予算編成を行ったところでございます。

一般会計につきましては、平成24年度の当初予算との対比で2億1,877万1,000円の増の54億214万2,000円の予算を計上しております。

特別会計につきましては、国民健康保険特別会計22億275万4,000円、後期高齢者医療特別会計1億8,973万6,000円、下水道特別会計3億5,606万2,000円の予算を計上いたしております。

一般会計と特別会計の合計額は、81億5,069万4,000円、平成24年度の当初予算との対比で2億8,155万9,000円増の予算を計上いたしております。

先ほど平成25年度の主な取り組みの中でも説明いたしましたが、新規に取り組む事業といたしましては、不妊治療助成、子どものインフルエンザ予防接種、基山小学校、若基小学校の特別支援学級へのエアコン設置事業等です。

また、主な継続事業といたしましては、子宮頸がん、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン事業や介護保険事業、障害者自立支援事業、塵芥処理事業、広域ごみ処理施設運営事業負担金、し尿処理事業負担金、町道改良事業、消火栓維持管理事業負担金、基肆城跡水門石垣保存事業を実施いたします。

国民健康保険特別会計につきましては、保険給付費が1,042万2,000円、後期高齢者支援金等が1,885万5,000円、介護納付金1,241万8,000円、共同事業拠出金が1,575万3,000円増加し、会計全体では前年との対比で9,600万円の増額となっております。

後期高齢者医療特別会計では、広域連合納付金が581万8,000円の増額となり、会計全体では602万円の増額となっております。

下水道特別会計につきましては、下水道工事費が5,550万円の減となり、会計全体で前年

との対比で3,923万2,000円の減額で計上いたしております。

平成25年度における主な事業といたしましては、牛逢地区及び高島団地周辺の民間開発計画地に汚水管渠布設工事を行います。また、下水道事業公営企業会計移行業務委託料を計上し、平成27年度からの移行に向け取り組んでまいります。

以上、町政運営について所信の一端を申し述べましたが、押しなべてやはりこれから先は将来設計と申しますか、総合計画でもございますし、下水道計画の見直しでもございますし、それから施設の維持管理、補修、更新も含めて、長寿化も含めてそれらを念頭に計画をつくっていききたいということがございます。それと、非常に漠然とした言い方になりますけれども、やはり基山町の町をしっかりとまた見直して、そこに自信と誇り、いたづらな自信はいかかと思えますけれどもやはり町に対してのこれまでの歴史に自信を持って、誇りを持って、なお住みよい町づくりを目指して進めていきたいということがございます。

平成25年度も大変厳しい行財政運営が予想されますが、基山町の恵まれた資源を最大限に生かしながら、町民の皆様と力を合わせて基山町が持続的に発展できるよう全力を挙げてまいりますので、議会を初め町民の皆様の御支援と御協力をよろしくお願いを申し上げます。

以上で、説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき、御可決くださいますようによろしくお願いを申し上げます。

町政報告終わらせていただきます。私は以上のところ、あと議案について関係課長の補足説明をここで行わせていただきます。

○議長（後藤信八君）

ここで10時35分まで休憩します。

～午前10時23分 休憩～

～午前10時35分 再開～

○議長（後藤信八君）

休憩中の会議を再開します。

町長の提案理由の説明が終わりましたので、次に、担当課長の補足説明を求めます。

第1号議案の補足説明を求めます。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

それでは、初めに地域自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律

の整備に関する法律（第2次一括法）の概要についての御説明をさせていただきます。

資料の1ページをお願いいたします。

資料の1ページの1番に改正内容がございます。その中に①と②がございます。今回、上程しております議案につきましては、全て②の義務づけ・枠づけの見直しと条例制定権の拡大ということでございます。第1次と第2次がございますけれども、第1次につきましては昨年の3月議会で御説明をいたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

今回の第2次につきましては、その下段に例というものがございます。その中で（1）で施設・公物設置管理の基準ということで2番目の公園等のバリアフリー化構造基準の条例委任ということでございます。これにつきまして今回の上程しております議案は全て条例委任ということでございます。これにつきましては、まずは今回160の法律の改正がなされております。第1次一括法では、41の法律が改正をなされました。その改正後には各省庁は基準となる政令、省令、それから命令等の整備を行います。その後、各自治体は国が定めた基準、政省令を踏まえて従うべき基準、それから標準、それから参酌すべき基準に沿って条例の制定、改正を行うこととなります。今回の条例制定及び改正は全て参酌すべき基準によるものでございます。

それから、2番目の施行期日でございますけれども、③にあります地方自治体の条例や体制整備が必要なものということでございまして、今回は全て施行日は平成25年4月1日となっておりますのでございます。それから、今回上程しております第1号、第4号議案につきましては、第1次一括法による条例の制定でございます。第5号、第6号、第7号につきましては、第2次一括法による条例の改正でございます。

それでは、第1号議案 基山町道路法施行条例の制定について補足説明をさせていただきます。

第1次一括法の第33条で道路法の一部改正がなされ、改正後の道路法第30条で道路構造の技術的基準、同じく第45条で道路の標識の寸法は政令で定める基準を参酌して道路管理者である地方公共団体の条例で定めることになりました。これに伴い道路構造令が改正され、町道の構造の一般的技術的基準を定める場合の参酌すべき基準が定められました。また、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令の一部を改正する命令で第3条の2が追加され、条例で寸法を定めるべき道路標識は案内標識、警戒標識並びにこれに付置される補助標識とされましたので、今回基山町道路法施行条例の制定をお願いするものでございます。条例で定

める町道の構造の技術的基準は、道路構造令並びに道路標識の寸法の基準は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令と同じ基準でございます。追加資料で道路標識、区画線及び道路標示に関する命令、別表第2表の抜粋を出させていただいておりますので、お目直しをお願いいたします。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤信八君）

続きまして、第2号議案の補足説明を求めます。木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

それでは、第2号議案 基山町まちづくり基本条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案の2ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、平成23年の地方自治法の改正により地方公共団体の組織及び運営について、その自由度の拡大を図るとの考えから地方分権改革推進計画に基づく義務づけの廃止ということで、地方自治法第2条第4項が削除され、市町村基本構想の策定義務が廃止されたことによるものです。本町としましては、基本構想及び基本構想に基づく基本計画策定の義務づけは必要と考え、これを基山町まちづくり基本条例に盛り込むために改正をするものでございます。

内容につきましては、新旧対照表で説明をしたいと思います。

議案資料2ページをお願いいたします。

基山町まちづくり基本条例の一部を改正する条例新旧対照表でございます。

まず、第2条の定義規定において基本構想及び基本構想に基づく基本計画を総合計画として定義づけを行っております。

次に、3ページをごらんください。

第26条として総合計画について規定をしております。ここでは、第1項で総合計画の策定義務づけを、第2項でこの総合計画に基づき各分野の計画の策定や施策は実施されるものであること、第3項で総合計画の進行管理とその状況の公表を行うことを規定しております。

また、従前第5章で行政評価と改善制度を定義していましたが、総合計画の策定は本町の行政運営の基本となるべきものですので、章立てを変更し総合計画と行政評価を行政運営ということで1つの章とし、改善制度を別の章とする改正を行っております。そのほか、第23

条はこの改正に伴う文言調整、第26条の2は条番号の変更と文言調整でございます。

施行期日につきましては、平成25年4月1日からお願いしております。

改正内容につきましては、以上でございます。御審議をいただき可決いただきますようお願いしまして補足説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤信八君）

続きまして、第3号議案から第7号議案までの補足説明を求めます。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

第3号議案 基山町道路占用料条例の一部改正について、補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令で、太陽光発電設備及び風力発電設備と津波避難施設を占用許可対象物件に加えるとともに、これらの専用場所に関する基準が定められたことに伴い、道路法施行令第7条各号のうち第2号から第11号までを2号ずつ繰り下げる改正がなされましたので、資料4ページをお願いいたします。

資料4ページの新旧対照表アンダーラインのとおり、条文を整備する必要が生じたため基山町道路占用料条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、第4号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正についての補足説明をさせていただきます。

第4号議案から第7号議案までは改正の趣旨は同じでございます。

第1次一括法の第32条で公営住宅法の改正がなされ、改正後の公営住宅法第5条第1項及び第2項で、事業主体は公営住宅及び共同施設の整備をするときは国土交通省令で定める基準を参酌して整備基準を条例で定め整備しなければならないと規定されたことに伴い、今回基山町営住宅設置及び管理条例の一部を改正するものでございます。なお、条例で定める基準は国の公営住宅等整備基準と同じ基準でございます。なお、公営住宅整備基準につきましては、資料の6ページから8ページのとおりでございます。

次に、第5号議案 基山町都市公園条例の一部についての補足説明をさせていただきます。

第2次一括法第103条で都市公園法の改正がなされ、改正後の都市公園法第3条第1項で都市公園の設置基準及び第4条第1項で公園施設の設置基準は都市公園法施行令で定める基準を参酌して条例で定めなければならないとなりました。さらに、同じく第2次一括法の第

162条で高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称バリアフリー法と呼ばれている法律でございます）の一部改正がなされ、改正後の高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第13条第1項で、公園管理者は特定公園施設の新設、増設または改築を行うときは、特定公園施設を移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令を参酌して条例で定めることになりましたので、今回基山町都市公園条例の一部を改正するものでございます。なお、条例で定める基準は国の都市公園法施行令と同じ基準でございます。また、特定公園施設とは園路、広場、休憩所、駐車場、便所、水飲み場、手洗い場、管理事務所、掲示版、標識を言います。

資料の11、12ページに国の基準で定められた公園の種別ごとの配置、規模、基準、住民1人当たりの都市公園の敷地面積の基準、公園施設の設置基準及びバリアフリーとして適合させなければならない特定公園施設の基準項目を抜粋しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、第6号議案 基山町公共下水道条例の一部改正についてでございます。

第2次一括法第107条で下水道法の改正がなされ、改正後の下水道法第7条第2項で公共下水道の構造の技術上の基準、同じく第21条第2項で終末処理場の維持管理に関する基準は政令で定める基準を参酌して条例で定めなければならなくなったことと、第29条第1項につきましては条文整備のため基山町公共下水道条例の一部を改正するものでございます。なお、条例で定める基準は、国の下水道法施行令と同じ基準でございます。

資料の15、16ページに下水道法施行令基準を抜粋しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、第7号議案 基山町都市下水路条例の一部改正についてでございます。

第2次一括法第107条で下水道法の改正がなされ、改正後の下水道法第28条第2項で都市下水路の構造及び管理に関する基準は、政令で定める基準を参酌して条例で定めなければならなくなったことに伴い、基山町都市下水路条例の一部を改正するものでございます。なお、条例で定める基準は、国の下水道法施行令と同じ基準でございます。

資料17ページに、下水道法施行令基準を抜粋いたしておりますので、お目通しをお願いいたします。

以上で、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（後藤信八君）

第8号議案の補足説明を求めます。小野総務課長。

○総務課長（小野龍雄君）

第8号議案 基山町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について補足説明をいたします。

引き続き資料の19ページをお願いいたします。

今回の入団資格を拡大し消防団員を確保するために、今まで町内に居住する者としておりましたが、本町に勤務する者を追加し対象にするため、第3条第1項第1号に勤務する者を追加いたしております。それに従いまして、第5条第2項第2号において身分を失う条件を改正をお願いしております。

以上でございます。

○議長（後藤信八君）

第11号議案の補足説明を求めます。城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

第11号議案 平成24年度基山町一般会計歳入歳出補正予算（第7号）についての補足説明を行います。

議案書の16ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、既定の予算総額56億1,599万7,000円に歳入歳出それぞれ2億18万5,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ58億1,618万2,000円とするものでございます。今回の補正の概要といたしましては、政府が打ち出しています緊急経済対策に伴う事業の追加をお願いし、また事業の確定、確定見込みによる追加、更正をお願いをいたしております。

議案書の17ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

今回の補正予算の歳入につきましては、主に1款の町税に4,457万3,000円、国の緊急経済対策等によりまして13款の国庫支出金に1億5,347万7,000円、20款の町債に1億900万円増額をしまして、17款の繰入金のうち基金繰入金を9,747万9,000円減額することで財源調整を図っております。

18ページ、お願いいたします。

歳出の主なものにつきましては、全体的に事業の確定及び確定見込みにより主に減額をし、

また国の緊急経済対策による事業費の追加等のため 8 款. 土木費に 2 億 4,353 万 5,000 円、次のページの 10 款. 教育費のうちの中学校費を 1,104 万 1,000 円増額をし、予備費を 2 万 8,000 円増額することで財源調整を図っております。

20 ページをお願いいたします。

第 2 表 継続費の補正でございます。

24 年度、25 年度で継続費の設定をお願いして実施しております基肆城跡水門石垣保存修理事業の年割額変更になりましたので、補正をお願いをいたしております。これは、水門の修理作業中に新たな発見がありまして、工事の工程に変更があったためでございます。

21 ページをお願いいたします。

第 3 表 繰越明許費でございます。

本年度中に事業が完了する見込みが立たないために、繰越明許をお願いをいたしております。このうち、8 款 2 項. 道路橋梁費、8 款 3 項. 都市計画費、10 款 3 項. 中学校費の地域の元気臨時交付金事業は国の緊急経済対策に対応するもので、事業費合計で 2 億 7,300 万円でございます。

22 ページをお願いいたします。

第 4 表 地方債の補正でございます。

公園整備事業債として 2,250 万円から 4,650 万円へ 2,400 万円の追加、また地方道路等整備事業として 2,980 万円から 1 億 1,480 万円へ 8,500 万円の追加をお願いをいたしております。これは国の緊急経済対策による事業費の追加によるものでございます。今回の緊急経済対策に伴う起債の充当率は 100% でございます。

それでは、内容につきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

事項別明細書の 3 ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1 款. 町民税、1 目. 法人、1 節. 現年課税分でございます。法人税割額に 4,457 万 3,000 円の追加をお願いをいたしております。

4 ページをお願いいたします。

11 款. 分担金及び負担金でございます。1 款. 分担金、1 目. 農林水産業費分担金、1 節. 農業費分担金でございます。農地農業用施設災害復旧費分担金として 627 万 2,000 円の更正をお願いをいたしております。これは災害が激甚災害の認定等によるものでございます。

2目. 衛生費負担金、1節. 保健衛生費負担金でございます。

5ページをお願いいたします。

保健事業負担金として105万5,000円の更正をお願いをいたしております。これは健診の受診者数の減によるものでございます。

7ページをお願いいたします。

13款. 国庫支出金でございます。2節の障害者自立支援負担金として934万4,000円の追加をお願いをいたしております。交付額の確定見込みによるものでございます。

その下の障害児通所給付負担金も確定見込みによりまして524万5,000円の更正をお願いをいたしております。

8ページをお願いいたします。

2項. 国庫補助金、3目. 土木費国庫補助金、1節. 道路橋梁費補助金でございます。道路事業費国庫補助金として1億1,275万円の追加をお願いをいたしております。これは国の緊急経済対策に伴うもので、補助対象事業費2億5,000万円、補助率10分の5.5でございます。

その下の2節. 都市計画費補助金でございます。公園事業補助金として2,400万円の追加をお願いをいたしております。これも緊急経済対策によるもので、補助対象事業費4,800万円、補助率2分の1でございます。

その下の公営住宅等ストック総合改善事業補助金として1,247万円の更正をお願いをいたしております。事業費の確定によるものでございます。

2節. 中学校費補助金に学校施設環境改善交付金として新しく406万7,000円をお願いをいたしております。これは国の緊急経済対策によるもので補助事業費1,220万3,000円、補助率3分の1でございます。

4節. 文化財保護費補助金でございます。基肄城跡水門石垣保存修理事業補助金に456万5,000円の更正をお願いをいたしております。これは先ほど説明をしましたように、継続費の年割額変更に伴う事業費の変更によるものでございます。

8目. 総務費国庫補助金、1節. 総務費補助金でございます。地域の元気臨時交付金として新しく1,480万円をお願いをいたしております。これは国の緊急経済対策で新たに追加された公共事業の地方負担が大きくなることから、経済対策の迅速かつ円滑な実施を図るために創設をされたもので、24年度の事業に充当可能な額をお願いをいたしております。

11ページをお願いいたします。

2節の社会福祉費補助金。障害児自立支援対策臨時特例交付金に52万5,000円をお願いをいたしております。これは4月に障害者自立支援法の法改正がありまして、それに伴う障害福祉サービスシステム改修費に対するものでございます。

3目。衛生費補助金、1節。保健衛生費補助金でございます。子どもの医療費助成事業補助金に106万9,000円の更正をお願いをいたしております。医療費の減によるものでございます。

7節。住宅費補助金でございます。住宅リフォーム緊急助成事業補助金に145万9,000円の更正をお願いをいたしております。事業費の確定によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

16款1項。寄附金、3目。総務費寄附金、1節。総務費寄附金でございます。まちづくり寄附金に1万2,000円の追加をお願いをいたしております。これは寄附金の増額によるものでございます。

続きまして、ふるさと応援寄附金に133万9,000円の追加をお願いをいたしております。3件分でございます。これによりまして、基金総額は600万1,000円となります。

続きまして、街路灯移管に伴う寄附金に61万8,000円を新しくお願いをいたしております。これは商工会からの街路灯の町への移管に伴うものでございます。

14ページをお願いいたします。

17款。繰入金、1項。基金繰入金でございます。2目の財政調整基金繰入金、3目の公共施設基金整備繰入金に1,348万円、8,370万円の更正をお願いし財源調整を図っております。

9目。まちづくり基金繰入金、1節。まちづくり基金繰入金に29万9,000円の更正をお願いをいたしておりますが、事業の実績による減でございます。

16ページをお願いいたします。

20款1項。町債、1目。土木債、2節。公園事業債でございます。公園整備事業に2,400万円の追加をお願いをいたしております。緊急経済対策に伴うもので充当率100%でございます。

7節の地方道路等整備事業債でございます。8,500万円の追加をお願いをいたしております。これも経済対策に伴うもので充当率100%でございます。

続きまして、歳出でございます。

全体的に実績及び実績見込みによる更正、追加をお願いをいたしております。主なもの

けを説明をさせていただきます。

18ページをお願いいたします。

2款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費でございます。22節補償補填及び賠償金に賠償金として5000円をお願いをいたしております。これは臨時の保育職員1名分でございます。

19ページをお願いいたします。

10目. まちづくり基金費でございます。25節. 積立金にまちづくり基金積立金として1万3,000円の追加をお願いをいたしております。寄附金の増加によるものでございます。これによりまして、基金総額は506万6,000円となります。

11目. 公共施設整備基金費でございます。25節. 積立金に公共施設整備基金積立金として61万9,000円の追加をお願いをいたしております。これは歳入のところで説明をさせていただきました商工会からの寄附金伴うものでございます。これによりまして、基金総額は10億6,851万9,000円となります。

同じく13目. ふるさと応援寄附基金費でございます。25節. 積立金にふるさと応援寄附基金積立金として134万円の追加をお願いをいたしております。ふるさと応援寄附金3件分でございます。これによりまして、基金総額は600万1,000円となります。

24ページをお願いいたします。

3款. 民生費、1項. 社会福祉費、1目. 社会福祉総務費でございます。12節. 役務費にその他手数料として52万5,000円の追加をお願いをいたしております。これは歳入のところで説明を申し上げた法改正に伴う障害福祉サービスシステムの改修費でございます。

続いて、20節. 扶助費に障害者自立支援給付費として1,747万9,000円の追加をお願いをいたしております。利用者数の増によるものでございます。

25ページをお願いいたします。

4目. 健康増進費でございます。13節. 委託料に各種健診委託料として339万円の更正をお願いをいたしております。健診の受診者数の減によるものでございます。

27ページをお願いいたします。

4款. 衛生費、2項. 清掃費、2目. 塵芥処理費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に広域ごみ処理施設運営費負担金として1,501万2,000円の更正をお願いをいたしております。これは施設運営費分の減額によるものでございます。

同じく3目. し尿処理費でございます。19節. 負担金補助及び交付金に三神地区環境事務組合負担金として467万7,000円の更正をお願いをいたしております。これも運営費負担金の減額によるものでございます。

31ページをお願いいたします。

8款2項1目. 道路維持費でございます。13款. 委託料に新しく町道維持補修（弓場下・川辺線ほか）CBR調査業務委託料として200万円、町道舗装補修舗装設計業務委託料として400万円、町道施設ストック事業調査業務委託料として1,600万円をお願いをいたしております。この3項目につきましては、緊急経済対策に対応する事業でありまして、あわせて議案書21ページをお願いをいたしましたように繰越明許もお願いをいたしております。

15節. 工事請負費に町道舗装補修工事として1億3,400万円の追加をお願いをいたしております。これは通学路カラー舗装、日渡長野線舗装補修、弓場下・川辺線の事業で緊急経済対策に伴うものでございます。同じく繰越明許もお願いをいたしております。

2目. 道路新設改良費でございます。15節. 工事請負費に本桜・城の上線道路改良工事及び城戸1号線道路改良工事をお願いをいたしております。この2つの事業のうち、城戸1号線道路改良につきましては5,030万円の追加をお願いをいたしております。同じく緊急経済対策に伴うものでございます。

22節の補償補填及び賠償金に道路改良工事に伴う物件等移転補償費として470万円の追加をお願いをいたしております。城戸1号線道路改良事業に伴うもので、緊急経済対策に伴うものでございます。

32ページをお願いいたします。

3目. 公園費でございます。15節. 工事請負費に基山総合公園施設工事として4,900万円の追加をお願いをいたしております。これも緊急経済対策に伴うもので繰越明許もあわせてお願いをいたしております。

34ページをお願いいたします。

5項. 住宅費、1目. 住宅管理費でございます。13節の公営住宅等長寿命化計画策定業務委託料、19節の住宅リフォーム緊急助成事業補助金は減額をお願いをいたしておりますが、事業の確定によるものでございます。

38ページお願いいたします。

3項. 中学校費、1目. 学校管理費でございます。13節. 委託料に基山中学校エアコン整

備実施設計委託料として72万6,000円、工事監理委託料として42万円、15節の工事請負費に基山中学校教室エアコン設置工事として1,185万4,000円の追加をお願いをいたしております。これは3年生と特別支援教室にエアコンを設置する事業で、緊急経済対策に伴うものでございます。これもあわせて繰越明許をお願いをいたしております。

39ページをお願いいたします。

4項1目の社会福祉費の社会教育総務費の11節に修繕料として14万3,000円の追加をお願いをいたしております。これはキャンプ場の水道の蛇口が盗難に遭ってございましたもので、使用できない状況にありましたのでその修繕料でございます。

それと、18節に施設備品として5万3,000円の追加をお願いをいたしております。これは同じくキャンプ場に防犯対策のためにセンサーライトを設置する費用でございます。

42ページをお願いいたします。

11款. 災害復旧費、1項. 農林水産施設災害復旧費、1目. 農地農業用施設現年発生災害復旧費でございます。15節の工事請負費に620万円の更正をお願いをいたしております。確定によるものでございます。

43ページお願いいたします。

14項1項1目. 予備費でございます。今回予備費に2万8,000円の追加をお願いし、財源調整を図らせていただいております。

以上で、一般会計の一般会計補正予算（第7号）の補足説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤信八君）

第12号議案の補足説明を求めます。安永健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（安永宏之君）

第12号議案 平成24年度基山町国民健康保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

事項別明細書のほうで説明をさせていただきます。

1ページをお願いします。

歳入の総括表でございますが、主なものについて説明をいたします。

1款. 国民健康保険税につきましては、保険税の調定の増による追加でございます。

3款. 国庫支出金、4款. 療養給付費交付金、6款. 県支出金、7款. 共同事業交付金、

いずれも歳出2款の保険給付費の減に伴う更正でございます。

11款の諸収入につきましては、平成24年度の特定健診がほぼ確定しましたので更正をお願いしております。

2ページの歳出の総括表をお願いします。

2款の保険給付費につきましては、一般被保険者及び退職被保険者の保険給付の減に伴う更正でございます。

8款の保険事業費につきましては、平成24年度の特定健診がほぼ確定しましたので更正をお願いしております。

9款の基金積立金につきましては、2款の保険給付費の減により積立額の追加をお願いしております。

11款の諸支出金については、主に保険税の過年度還付金の追加でございます。

3ページをお願いいたします。

歳入でございます。主なものについて説明をいたします。

1款1項1目の一般被保険者国民健康保険税につきましては、中途加入者の保険税調定の増で、目の総額で2,113万8,000円の追加をお願いしております。同じく2目の退職被保険者等国民健康保険税につきましても、保険税調定の減により目の総額で158万5,000円の更正をお願いしております。

4ページをお願いします。

3款1項1目1節の現年度分の療養給付費負担金につきましては、歳出2款のほうで保険給付費の減をお願いしておりますけれども、それに応じて国庫負担金が減となりますので、2,361万7,000円の更正をお願いしております。同じく3目1節の特定健康診査等負担金につきましては、平成24年度の国庫負担金額が確定しましたので、159万8,000円の更正をお願いしております。

5ページをお願いいたします。

3款2項1目1節の普通調整交付金につきましては、こちらも歳出2款で保険給付費の減をお願いしておりますが、それに応じて交付金が減額となりますので558万2,000円の更正をお願いしております。

次に、6ページをお願いします。

4款1項1目1節の現年度分、退職被保険者等療養給付費等交付金でございます。こちら

も歳出2款のほうで退職被保険者等の保険給付費の減をお願いしておりまして、それに伴いまして4,282万6,000円の更正をお願いをしております。

7ページをお願いいたします。

6款1項2目1節の特定健康診査等負担金でございます。これにつきましては、平成24年度の県負担金の額が確定しましたので159万8,000円の更正をお願いしております。

次に、8ページをお願いいたします。

6款2項1目1節の一種交付金につきましては、こちらも歳出2款の保険給付費の減に伴いまして516万6,000円の更正をお願いしております。

9ページをお願いいたします。

7款1項1目1節、高額医療費共同事業交付金でございます。これは、80万円を超えるレセプトに対する共同事業でございますが、高額な医療費が減になるため4,000万円の更正をお願いしております。

11ページをお願いいたします。

11款4項5目1節の雑入でございますが、これは特定健診の自己負担費用でございます。平成24年度の額が確定いたしましたので71万3,000円の更正をお願いしております。

続きまして、歳出でございます。

13ページをお願いいたします。

2款1項1目19節の一般被保険者療養給付費負担金でございます。平成25年1月までの支払実績をもとにこれからの費用を積算をいたしまして、4,932万9,000円の更正をお願いしております。同じく2目19節の退職被保険者等療養給付費負担金につきましても、1目と同様に計算をいたしまして3,959万9,000円の更正をお願いしております。

14ページをお願いいたします。

2款2項1目19節の一般被保険者高額療養費でございます。こちらも平成25年1月までの支払実績をもとにこれからの分を積算をいたしまして、2,373万2,000円の更正をお願いをしております。

2款2項2目の退職被保険者等高額療養費でございます。これも1目と同様に費用計算をいたしまして912万7,000円の更正をお願いをいたしております。

15ページをお願いいたします。

2款5項1目19節の葬祭費でございます。死亡者の増によりまして10名分30万円の追加を

お願いをいたしております。

16ページをお願いいたします。

8款1項1目13節. 特定健康診査委託料につきましては、平成24年度の額がほぼ確定しましたので459万3,000円の更正をお願いをしております。

18ページをお願いいたします。

9款1項1目25節. 財政調整基金積立金でございます。保険給付費の減に伴い追加の積み立てが可能となりましたので、今回2,300万円の追加をお願いをしております。

19ページをお願いいたします。

11款1項1目23節. 償還金利子及び割引料の過年度保険税還付金につきましては、年度をさかのぼって喪失の届け出を行った世帯への還付金でございます。150万円の追加をお願いをしております。

補足説明は以上でございます。

○議長（後藤信八君）

第13号議案の補足説明を求めます。安永健康福祉課主幹。

○健康福祉課主幹（安永宏之君）

第13号議案 平成24年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

こちら事項別明細書のほうで説明をさせていただきます。

歳入の総括表でございますが、3款. 受託収入、4款. 繰入金、ともに平成24年度の額が確定したためでございます。

次、2ページの総括表でございます。

こちら2款. 後期高齢者医療広域連合納付金、3款. 保健事業費につきましても平成24年度の額が確定したためでございます。

歳入でございます。主なものを説明いたします。

4ページをお願いいたします。

4款1項1目の一般会計繰入金でございます。1節の事務費繰入金につきましては、平成24年度の広域連合への負担金額が確定をいたしましたので139万7,000円の更正をお願いをしております。

続きまして、歳出でございます。

5 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目の後期高齢者医療広域連合納付金でございます。19 節の後期高齢者医療広域連合事務費納付金につきましては、平成24年度の広域連合への納付金の額が確定をいたしましたので211万6,000円の更正をお願いをしております。

補足説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（後藤信八君）

第14号議案の補足説明を求めます。天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

第14号議案 平成24年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）につきまして補足説明をさせていただきます。

議案書の29ページをお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳入歳出それぞれ2,046万2,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億353万5,000円とするものでございます。

32ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費についてでございます。国の緊急経済対策に伴い、高島団地内の舗装工事の2,100万円をお願いいたしております。

次に、33ページをお願いいたします。

第3表、地方債補正についてでございます。1,000万円の追加をお願いいたしております。今回の充当率は100%でございます。

次に、補正内容の主なものにつきまして事項別明細書により説明をさせていただきます。

初めに、歳入でございます。

3 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 2 目．公共下水道分担金の追加は、実績見込みによる分担金の追加でございます。

4 ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目．公共下水道使用料の追加は、これも実績見込みによる使用料の追加でございます。

同じく 2 目．汚水処理施設使用料の更正につきましても、実績見込みによる使用料の更正でございます。

5 ページをお願いいたします。

3款1項1目．公共下水道事業費国庫補助金の追加は、国の緊急経済対策に基づく追加で
ございます。

6ページをお願いいたします。

6款1項2目．汚水処理施設基金繰入金の追加は、汚水処理施設事業の歳入歳出の差し引
きによるものでございます。

7ページをお願いいたします。

6款2項1目．公共下水道一般会計繰入金の更正は、公共下水道事業分の歳入歳出の差し
引きによるものでございます。

8ページをお願いいたします。

9款1項1目．公共下水道事業債につきましては、充当率100%で計上をいたしております。
す。

次に、歳出でございます。

10ページをお願いいたします。

2款1項1目．公共下水道事業費につきましては、15節．工事請負費の追加は緊急経済対
策に基づく公共下水道工事の追加でございます。

19節．負担金補助及び交付金の追加は、宝満川上流流域下水道負担金の額の確定による追
加でございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

日程第22 報告第1号

○議長（後藤信八君）

日程第22．報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてを議題とし、報告を求め
ます。小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

次に、報告事項についてでございます。今回は1件でございます。

報告第1号 基山町土地開発公社の事業報告についてでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明を申し上げます。

○議長（後藤信八君）

報告第1号の補足説明を求めます。木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）（登壇）

それでは、私のほうから基山町土地開発公社の事業報告について御説明を申し上げます。
報告1号資料を差し上げておりますので、それに基づきまして要点のみを申し上げますので、御了承のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、1ページをお開きいただきますようお願いいたします。

平成24年度基山町土地開発公社会計補正予算でございます。

収益的収入及び支出でございます。収入につきましては、受取利息の減額と雑収益の増額により差し引き1万4,690円の増額でございます。雑収益の増額につきましては、公用車を基山町へ売却した収益1万5,680円と情報公開請求による収入10円でございます。また、支出でございますが、25万3,276円の減額につきましては公用車の売却による役務費、減価償却費及び公租公課の減額及び報酬費、需用費の減であります。

次に、2ページでございます。

資本的収入及び支出でございます。収入支出とも変更はございません。

次の3、4、5ページにつきましては、ただいま御説明申し上げました資料でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、6ページでございます。

平成24年度基山町土地開発公社予定損益計算書であります。

事業外収益の1万7,690円は、受取利息及び雑収益でございます。また、販売費及び一般管理費の16万1,815円は、人件費及び諸経費でございます。当期損失として14万4,125円を計上しております。

次に、7ページでございます。

平成25年3月31日現在における平成24年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部で、公有用地の1億2,083万1,798円は図書館等の用地でございます。また、普通預金、定期預金でございます。固定資産につきましては、車両を基山町に売却しましたので車両価格は0円となっております。

次に、負債及び資本の部としまして、長期借入金が8,021万4,000円となっており、前期繰越準備金4,182万7,149円から今年度の損失14万4,125円を差し引きした残りの準備金は4,168万3,024円となっております。

次に、8ページでございます。

平成24年度基山町土地開発公社資金計画の変更についてでございます。

内容といたしまして、受入資金を158万8,003円、支払資金を52万2,778円と変更したため、差し引きは106万5,225円となっております。

次に、9ページでございます。

平成25年度基山町土地開発公社事業計画でございます。

用地の買収予定及び売却予定について予定はございませんので、それぞれ0円となっております。

次に、10ページでございます。

平成25年度基山町土地開発公社会計予算でございます。

収益的収入及び支出でございます。収入の部では2,000円となっておりますが、これは事業外収益の受取利息でございます。また、支出の部の10万7,300円は販売及び一般管理費でございます。

次に、11ページでございます。

資本的収入及び支出でございます。収入の部でございますが、今年度事業を予定しておりませんので、収入は0円、支出は36万963円となっております、これは支払利息でございます。

次の12、13、14ページは、ただいま御説明申し上げました資料でございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、15ページでございます。

これは平成25年度基山町土地開発公社予定損益計算書でございます。

事業外収益2,000円は預金利息となっております。

次に、販売費及び一般管理費10万7,300円は、人件費及び諸経費でございます。

事業収益に事業外収益を加算した額から事業原価、販売費及び一般管理費を差し引いた当期損失は10万5,300円となっております。

次に、16ページでございます。

平成26年3月31日現在における平成25年度基山町土地開発公社予定貸借対照表でございます。

資産の部、流動資産といたしまして、公有用地1億2,119万2,761円は図書館等の用地であります。

次に、負債の部として、長期借入金の8,021万4,000円は町土地開発基金からの借入金でござい

ございます。

前年度繰越金4,168万3,024円から当期の損失額10万5,300円を差し引きました準備金は4,157万7,724円となっております。

次に、17ページでございます。

平成25年度基山町土地開発公社資金計画でございます。

内容としましては、受入資金として106万7,225円、支払資金は46万8,263円で、差し引き59万8,962円でございます。

以上をもちまして、平成24年度、平成25年度における基山町土地開発公社の事業報告を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（後藤信八君）

本日の会議は以上をもちまして散会いたします。

～午前11時38分 散会～